

糸島市消防本部からのお知らせ

火災予防について

○万が一、火災が発生した場合、建物の構造や密集度等によりその被害は大きなものとなります。安心して来店していただけるよう、商店街全体で協力し合い、火災の発生を未然に防ぎましょう！

<こんろ火災に注意>

飲食店での主な火災原因は「こんろ」です。

こんろ火災の出火原因の過半数が、こんろ使用中にその場を離れてしまう、いわゆる「点火放置」によるものです。

“こんろ火災”を起こさないために

- ① こんろ使用中は、その場を絶対に離れない。
- ② こんろ周りに燃えやすいものを置かない。（着衣着火にも注意！）
- ③ 過熱防止装置付きこんろを使用する。



水をかけると…



（爆発時の写真）

天ぷら鍋（油鍋）から出火した場合、水をかけて消火すると、炎が急激に拡大し爆発するため、大変危険です。 → 消火器での消火が最も有効です!! 併せて消火器の点検もしておきましょう

放火対策について

○『放火・放火の疑い』による火災は、常に出火原因の上位を占めています。

<放火対策について>

放火火災は年間をとおして発生していますが、過去の統計によると、夕方6時から翌朝6時までの間に、約7割発生しています。

“放火火災”を防止するために

- ① 店舗の周りに燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ② 夜間、店舗の周囲や駐車場は照明を点灯し明るくしましょう。
- ③ 空き店舗、物置にはカギをかけましょう。
- ④ 車などのボディカバーは燃えにくいものを使いましょう。
- ⑤ 商店街・地域ぐるみで放火防止に取り組みましょう。



イベントで火気器具を使用する場合の消火器の準備等について

○多くの方が集まるイベントで、万が一火災が発生した場合は、大きな被害となる恐れがあります。

- ① イベントで火気器具（ガスコンロやホットプレート等）を使用する場合は、糸島市火災予防条例に基づき、消火器の準備が必要です。
- ② イベントで火気器具を使用する露店、模擬店などを開設する場合は、消防本部予防課に届出（露店等の開設届出書）が必要です。



届出・事前相談について

○商店街や商店街周辺の空きテナントで新たに事業をされる場合、使用用途などによっては法令上、消火器などが必要になる場合や条例上の規制（厨房の基準など）があり、届出が必要になる場合があります。

まずは、消防本部予防課へ相談をしましょう！

火災には気をつけるゴン



【問い合わせ先】

糸島市消防本部 予防課（TEL：092-332-8026） 住所：糸島市前原1783番地1